

Finto ファクタリングサービス利用規約

第1条（目的）

この規約（以下「本規約」といいます。）は、トラボックス株式会社（以下「当社」といいます。）が新たに提供することを検討している「Finto ファクタリングサービス」（以下「本サービス」といいます。）を、本会員（2条1号に定義します。）が試験的に利用することについて基本的な事項を定めるものです。

第2条（定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本会員：当社と本利用契約を締結し、本サービスの提供を受ける法人、機関等（個人の利用はできないため、個人事業主を除きます。）
- (2) 申込者：当社に本サービスの利用を申し込む法人、機関等（個人事業主を除きます。）
- (3) 本利用契約：第4条第1項に基づき申込者と当社との間に成立する本規約、その他本サービスに関して当社が別途定める利用条件、本会員との間の合意事項を内容とする契約
- (4) 対象債権：本会員が第三者（以下「原債務者」といいます。）に対して現に有する又は将来有することが見込まれる売掛金その他の金銭債権（給与債権は除きます。）であって、当社が買取の対象として指定するもの
- (5) 対象債権情報：対象債権に関して当社が別途指定する情報
- (6) 対象請求書：対象債権の内容を証明する請求書
- (7) 原契約：対象債権の発生原因となる本会員と原債務者間の契約
- (8) 買取：当社が本会員から対象債権の全部又は一部を買い取り、買取代金を支払うこと
- (9) 買取代金：買取に基づき当社が本会員に支払う対価
- (10) 買取手数料：本サービスに関して当社が別途定める手数料
- (11) 支払期日：原契約において定められた対象債権の支払期日
- (12) 原債務者：本会員に対し対象債権に係る支払義務を負う第三者
- (13) 原債務者情報：原債務者に関して当社が別途指定する情報
- (14) 個別契約等：当社と本会員との間で、本規約に基づき又は本規約とは別に締結される、債権譲渡契約、回収業務委託契約その他の個別契約
- (15) 反社会的行為：本会員自ら又は第三者を利用して行う以下に掲げる行為
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業

務を妨害する行為

- ⑤ その他前各号に準ずる行為

(16) 反社会的勢力等：以下に掲げる者又はこれらと密接な交友関係にある者

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係会社

(17) 退会：本利用契約の解約

第3条（適用範囲）

当社は、本サービスの利用に関し、別途利用条件、個別の規定、個別契約等（以下併せて「個別規定」といいます。）を定めることがあります。これらの個別規定はその名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとし、個別規定が本規約と抵触する場合には、当該個別規定が本規約に優先して適用されます。

第4条（会員登録）

1. 申込者は、本規約の内容その他当社が別途ウェブサイト等で提示する本サービスの利用条件等を確認し、かつこれを承諾のうえ、当社所定の方法により、当社に対して必要な情報を届け出た上で、会員登録を申し込むものとします。申込者による申込みに対し、当社は、当社所定の手続に従い会員登録の可否を審査します。当該審査により当社が適格と判断し、当社が申込者に対して承諾の通知を発信したとき、当社と申込者との間において本利用契約が成立するものとします。なお、個人（個人事業主を含みます。以下同じ。）は本サービスを利用できません。
2. 当社は、次の場合には、会員登録の申込を承諾しない、又は承諾を留保することがあります。なお、当社はその他の審査基準を公開する義務を負いません。
 - (1) 申込者が実在しない場合
 - (2) 当社所定の情報に登録漏れがある場合
 - (3) 申込者が過去に本サービスの代金支払いを遅延し、又は不正に免れたことがある場合
 - (4) 本サービスの利用目的が、本来の目的と異なると疑われる場合
 - (5) 申込者又はその代表者、役員が反社会的勢力等に該当するとき、又はそのおそれがあるとき
 - (6) 申込者が個人として本サービスを利用する場合
 - (7) その他当社が不適当と判断する相当の理由がある場合
3. 当社が会員登録の申込みを承諾せず、又は承諾することを留保する場合は、その旨を申込者に通知します。なお、当社は承諾をしなかったこと又は承諾を留保したことによる

責任を負わず、その理由を開示する義務を負わないものとします。

第5条（本サービスの内容）

1. 当社と本会員は、本サービスが当社において本会員の有する対象債権の全部又は一部を買い取り、本会員に対し買取代金を支払うファクタリングサービスであることを確認します。
2. 当社は、本会員に通知することなく、当社の裁量で本サービスの仕様及び機能の一部を変更することができるものとし、本会員はあらかじめこれを了承するものとします。

第6条（本規約の変更等）

1. 当社は、民法第 548 条の 4 第 1 項各号に該当する場合、社会情勢、経済事情、税制の変動等の事情の変化、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合、民法所定の範囲で、本会員の事前の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができるものとします。
2. 当社は、前項の定めに基づき本規約の変更等を行う場合、当該変更等の効力発生前に、本規約の変更を行う旨、並びに変更後の当該本規約の変更等の効力発生時期及び内容について、当社のウェブサイト上に掲載その他適宜の方法により、本会員に周知するものとし、その周知の際に定める相当な期間を経過した日から、変更後の本規約が適用されるものとします。
3. 当社は、第 1 項の定めに基づかずに本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の内容について本会員の同意を得るものとします。この場合も、当社は、変更後の本規約の内容を前項の定めに従って周知するものとします。なお、変更後の本規約の適用日以降に、本会員が本サービスを利用した場合には、本会員は当該変更後の本規約の内容に同意したものとみなします。
4. 前三項にかかわらず、当社は、事前の通知をすることなくいつでも、誤字、脱字の修正や形式面の変更等の契約内容に関わらない軽微な変更を行うことができるものとします。
5. 本規約の変更によって本会員に何らかの損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第7条（買取の申込み）

1. 本会員は、特定の対象債権について当社に対し買取を申し込む場合は、本サービスを通じて、当社ウェブサイトに表示される情報を登録又は編集することにより、買取の登録を行い、当社指定の方法にて入力完了を通知します。
2. 買取の申込みにあたり、本会員は、対象債権情報、原債務者情報、その他当社が求める情報を提供するものとします。

3. 買取の申込みにあたり、本会員は、対象債権及び対象債権情報を証する資料（対象請求書、見積書、発注書、支払明細書、契約書等を含むがこれに限られない。）であって当社が指定したものを、当社の指定する方法により、当社に対して提出するものとします。
4. 当社は、随時、本会員に対して、追加の情報若しくは資料の提出、本会員若しくは第三者との面談、又は、本会員の営業所への訪問を依頼することができ、本会員はこれに応じるものとします。ただし、当社は、買取の申込に対する審査の時点で営業所への訪問を行う場合、本会員の事業に支障をきたすことのないよう、十分に配慮するものとします。
5. 本会員が当社の定める期限までに前2項の資料の提出等に応じない場合、当社は、本会員の買取の申込に応じないことができるものとします。
6. 本会員による買取の申込は、対象債権の支払期日の1週間前の日以降にのみ行うことができるものとします。

第8条（審査及び譲渡契約の成立）

1. 当社は、本会員より提供された情報及び資料等に基づき、当社所定の基準に従って審査を行い、買取の可否を決定します。
2. 当社は、前項の審査の結果を、当社所定の方法により本会員に通知します。なお、当社が買取を承諾しない判断をした場合であっても、かかる判断について責任を負わず、その理由及び審査の内容を開示する義務を負わないものとします。
3. 当社が買取を承諾する旨の通知を発信し、当社と本会員との間で別途個別契約等を締結した場合に、当社と本会員との間に当該対象債権の全部又は一部に係る譲渡契約（以下「譲渡契約」といいます。）が成立するものとします。

第9条（買取代金の支払い）

1. 譲渡契約が成立した場合、当社は、譲渡契約に定める期限までに、本会員が指定する金融機関口座に振り込む方法により、譲渡契約に定める買取代金を、次条に定める買取手数料を控除した上で支払います。振込手数料は、当社の負担とします。
2. 金融機関口座の登録の誤り等本会員の責めに帰すべき事由により組戻し手数料その他の費用が生じた場合は、本会員がこれを負担するものとします。

第10条（買取手数料）

本サービスの利用に関して、当社は別途個別規定に定める買取手数料を収受します。買取手数料の金額、算定方法、支払時期等については、当社ウェブサイト等又は個別規定に定めるものとします。

第11条（本会員の表明及び保証）

本会員は、当社に対し、特定の対象債権について当社に対し買取を申し込む時点において、以下の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し、保証するものとします。

- (1) 本会員が法人であり、日本法に準拠して適法に設立され、かつ有効に存続する法人であること。
- (2) 本会員が、本利用契約及び個別契約等を有効に締結し履行する権限及び能力を有していること。
- (3) 原契約の締結及び履行につき必要とされる政府行政関係当局の許可、認可又は承認又は事前の届出が全て適法になされていること。
- (4) 原契約の締結及び履行につき、本会員又はその財産を拘束する法令又は判決等に反していないこと。
- (5) 本利用契約及び個別契約等の締結及び履行は、法令、規則、通達、命令その他の規制、並びに本会員の定款、その他の社内規程等に違反していないこと。
- (6) 本会員は、税金及び社会保険料等の滞納や過誤等もないこと
- (7) 本会員は、本会員若しくはその財産に適用のある全ての法令その他の規制又は本会員若しくはその財産を拘束する契約等に違反していないこと
- (8) 本会員、本会員の代表者、役員等が反社会的勢力等ではないこと。
- (9) 本会員自ら又は第三者を利用して反社会的行為を行っておらず、かつ、以前に行ったことがないこと。
- (10) 本会員の財務・営業状態に重大な悪影響を及ぼす事由が存在しないこと。

第12条 (対象債権の表明及び保証)

1. 買取を申し込む時点において対象債権が現存する債権の場合、本会員は当社に対し、同時点において以下の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し、保証するものとします。
 - (1) 本会員の知り得る限り、当社に提供する原債務者情報、対象債権情報その他の情報が真実かつ正確であること。
 - (2) 対象債権は、適法で、有効かつ拘束力を有し、その条項に従い強制執行可能な原契約に基づき発生した債権であること。
 - (3) 対象債権は、本会員にのみ帰属し、本会員のみが一切の処分権限を有し、他に譲渡、担保設定その他の処分がなされておらず、また、当該処分に係る対抗要件具備も行われていないこと。
 - (4) 対象債権について、支払のための手形又は電子記録債権が発行されていないこと。
 - (5) 本会員は、原契約に基づき本会員が買取日までに履行すべきとされている義務を全て履行済みであり、債務不履行の状況になく、同日以降、そのおそれもないこと。
 - (6) 原契約の無効、取消し、解除若しくは更改、弁済、相殺若しくは免除その他対象債権の全部若しくは一部を消滅せしめ又は支払期日において原債務者が支払を拒みう

る抗弁及びかかる抗弁の原因となる事由が存在せず、又は本会員の知り得る限りかかる事由が発生するおそれがなく、かつ、原債務者がかかる主張をしていないこと。

2. 買取を申し込む時点において対象債権が将来発生する予定の債権の場合、本会員は当社に対し、同時点において以下の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し、保証するものとします。
 - (1) 本会員の知り得る限り、当社に提供する原債務者情報、対象債権情報その他の情報が真実かつ正確であること。
 - (2) 対象債権は、適法で、有効かつ拘束力を有し、その条項に従い強制執行可能な原契約に基づき発生する予定の債権であること。
 - (3) 対象債権は、本会員にのみ帰属し、本会員のみが一切の処分権限を有することが予定され、他に譲渡、担保設定その他の処分がなされておらず、また、当該処分に係る対抗要件具備も行われておらず、これらが行われる予定もないこと。
 - (4) 対象債権について、支払のための手形又は電子記録債権が発行されておらず、その予定もないこと。
 - (5) 原契約に基づく債務を本会員が履行する予定であり、客観的に履行する予定であることが合理的に見込まれ、かつ、履行不能となる事由が存在しないこと。
 - (6) 原契約の無効、取消し、解除若しくは更改、弁済、相殺若しくは免除その他対象債権の全部若しくは一部を消滅せしめ又は支払期日において原債務者が支払を拒みうる抗弁及びかかる抗弁の原因となる事由が存在せず、又は本会員の知り得る限りかかる事由が発生するおそれがなく、かつ、原債務者がかかる主張をしていないこと。

第13条（禁止行為）

本会員は、本サービスの利用にあたり、自ら又は第三者をして、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならず、また、以下の各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にしてはならないものとします。

- (1) 当社に対し、本サービスに関して、虚偽又は事実と異なる情報（対象債権又は原債務者に関する情報を含む）を伝えること
- (2) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 公序良俗に反し又は善良な風俗を害するおそれのある行為
- (4) 本サービスの利用に関連して当社から提供される情報等につき、当社が利用を許諾した範囲を越えてこれを利用し、又は公開する行為
- (5) 本サービスが通常意図しないバグを利用する動作又は通常意図しない効果を及ぼす外部ツールの利用、作成又は頒布を行う行為
- (6) 本サービス又は当社サーバー等に過度の負担をかける行為

- (7) 本サービスに接続されたシステムに権限なく不正にアクセスする行為
- (8) 当社サーバー内に蓄積された情報を不正に書き換え若しくは消去する行為
- (9) 当社、他の本サービスを利用する会員、原債務者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利若しくは利益を侵害する行為
- (10) 逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングその他の方法により、本サービスに関するプログラムのソースコードを解析する行為
- (11) 本サービスを構成するプログラム、資料等を複製、譲渡、貸与又は改変する行為
- (12) 当社による本サービスの提供を妨害する、又はそのおそれのある行為
- (13) 反社会的勢力等への利益供与行為及びこれにつながる可能性のある行為
- (14) 本利用契約及び本サービスの趣旨・目的に反する行為
- (15) 本利用契約締結後、本サービスと類似若しくは競合するサービスを開始・提供し、又はその他何らかの形で当該サービスの開始・提供を支援すること
- (16) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第2条第1項に定義する、「犯罪による収益」の移転のために本サービスを用いる行為
- (17) その他、当社が不適切と判断する行為

第14条 (退会時の取り扱い)

1. 本会員は、当社に対して弁済義務を負う未弁済の債務及び本利用契約又は個別契約等に基づく未履行の義務が存在しない場合に限り、退会できるものとします。
2. 本会員は退会を希望する場合、退会を希望する月の初日から10営業日目までに(営業日とは当社の営業日を指し、退会を希望する月の初日は10営業日に算入しないものとします。)、退会の旨を当社に通知しなければならないものとします。この場合、退会日は本会員が当該通知を行った日が属する月の末日とします。
3. 本会員が前項に定める期限を過ぎて退会の通知を行った場合、その通知は翌月の初日に行われたものとみなし、退会日は通知を行ったとみなされた月の末日とします。
4. 会員は、退会日以後、本サービスに関して、過去の履歴の閲覧を行うことができないものとします。

第15条 (本サービスの利用停止、本利用契約の解除等)

1. 当社は、本会員が次の各号のいずれかに該当し又は該当するおそれがあると当社が判断した場合には、当社の裁量により、何らの通知も行うことなく、利用停止の措置を講じることができるものとします。
 - (1) 本利用契約又は個別契約等のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 当社に提供された情報の全部又は一部に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 振り出した手形、小切手若しくは電子記録債権の不渡り又は電子交換所若しくは電子債権記録機関の取引停止処分があった場合

- (4) 差押、仮差押の申立て又は滞納処分があった場合
 - (5) 支払停止、支払不能若しくは債務超過となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (6) 当社から本会員への回答を求める連絡に対して本会員から7日間以上応答がない場合
 - (7) 当社のサーバー又はネットワークへ著しく負荷をかける等本サービスの運営、保守管理上必要であると当社が判断した場合
 - (8) 自己又は原債務者、及びこれらの代表者、役員等が反社会的勢力等に該当する場合
 - (9) 自己又は原債務者が自ら又は第三者を利用して反社会的行為を行った場合
 - (10) その他前各号に類する事由があると当社が判断した場合
2. 当社は、本会員が次の各号のいずれかに該当し又は該当するおそれがあると当社が判断した場合には、当社の裁量により、何らの通知も行わず、本利用契約の解除を行うことができるものとします。
- (1) 本利用契約又は個別契約等のいずれかの条項に違反し、催告にしたにもかかわらず相当期間内に当該違反が是正されない場合
 - (2) 前項第2号から第10号に該当する事由が生じた場合
3. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により本会員に生じた不利益や損害について一切の責任を負わないものとします。
4. 本会員は、利用停止後又は本利用契約の終了後（退会及び解除を含む。以下同じ）も、契約期間中に発生した事由に基づく本利用契約及び個別契約等に関する一切の義務及び債務を免れるものではありません。
5. 本会員の利用停止後又は本利用契約の終了後も、当社は、当該本会員に関し当社が取得した情報（対象債権情報及び原債務者情報を含みますが、これらに限りません。）を、本利用契約又は本サービスに関する目的の範囲内で保有・利用することができるものとします。

第16条（本サービスの終了等）

1. 当社は、事前に、本サービス上又は当社のウェブサイト上への掲示その他当社が適当と判断する方法で本会員に通知することにより、当社の裁量で、本サービスを終了することができるものとします。ただし、緊急の場合は本会員への通知を行わない場合があります。
2. 当社は、以下各号の事由が生じた場合には、本会員に事前に通知することなく、本サービスの一部又は全部を一時的に中断することができるものとします。
- (1) 本サービス用設備等の保守を定期的に又は緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合

- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議、感染症の蔓延等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (5) その他、法令上、運用上又は技術上の理由により当社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合
3. 前二項により本会員に生じた不利益や損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第17条（非保証）

1. 本会員は、本サービスは当社が提供を検討しているものであり、正式なサービスとして提供されているものではないこと、本サービスは内容が変更され又は提供されない可能性がある内容を含むものであることを、予め承諾します。
2. 当社は、本サービスについて、その正確性、完全性、合目的性、確実性、有効性、安全性、適法性及び可用性等につきいかなる保証も行わず、責任を負わないものとします。
3. 本会員は、本サービスを利用することが、適用のある法令、本会員に適用のある業界団体や社内の内部規則等（以下「適用法令等」といいます。）に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、本会員による本サービスの利用が、適用法令等に適合することを何ら保証するものではありません。

第18条（損害賠償）

1. 本会員は、本利用契約又は個別契約等の違反その他本サービスの利用に起因して、当社又は第三者に損害を与えた場合（当該行為が原因で、当社が第三者から損害賠償請求その他の請求を受けた場合を含みます。）、当社及び当該第三者に対し、その損害（逸失利益、弁護士等専門家費用及び当社又は第三者において対応に要した人件費相当額を含みます。）を賠償しなければならないものとします。
2. 当社は、本利用契約の違反につき故意又は重大な過失のある場合に限り、当該違反に起因して本会員に生じた損害を賠償する責任を負うものとします。なお、当社が責任を負う場合であっても、当社の責任範囲は、本会員に直接的かつ現実に発生した損害に限るものとし、付随的損害、間接損害、特別損害及び逸失損害については、賠償する責任を負わないものとします。また、当該賠償額は、直近3ヶ月間において当社が本会員から現実に受領した手数料を上限とするものとします。
3. 本会員が、本サービスに関して当社に支払うべき金銭債務をその期限までに支払わない場合は、年率14.6%の割合による遅延損害金を当社に対して支払うものとします。

第19条（秘密情報の管理）

1. 当社及び本会員は、次条に定める場合を除き、本サービスに関連して知り得た相手方の

営業上の情報（個別契約等の内容を含み、以下「秘密情報」といいます。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏えいしてはならず、本サービスのためにのみ使用し、他の目的に使用してはならないものとします。なお、本会員は、本サービスが試験的に提供されるものであることに鑑み、本サービスに関して当社に提供したフィードバック等についても秘密情報として取り扱うものとします。

2. 次のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しないものとします。なお、以下においては、情報を受領した者（以下「情報受領者」といいます）。
 - (1) 開示された時点において既に情報受領者が保有していた情報
 - (2) 開示された時点において既に公知となっている情報
 - (3) 開示された後、情報受領者の責によらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (5) 情報を開示した者から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報

第20条（秘密情報の利用）

1. 前条の定めにかかわらず、当社及び本会員は、自己（当社が情報の受領者となる場合は、当社の親会社を含みます。）の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、自己と同様の義務を負わせることを条件に、自己の責任において必要最小限の範囲に限り秘密情報をそれらの者に対し開示することができます。また、法令に基づき行政官庁、裁判所から開示を求められた秘密情報についても、必要最小限の範囲で開示することができます。
2. 前項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する場合、当社は第三者に対して秘密情報を開示できるものとします。ただし、第2号から第5号に該当する場合、相手方に本条と同等の秘密保持義務を課すことを条件とします。
 - (1) 個別契約等に従い、原債務者への通知を行う場合
 - (2) 本サービスに関する審査など、本サービスの提供を目的として、第三者に開示する場合
 - (3) 当社が対象債権を譲渡又は担保に供する場合（検討を含む。）において、その相手方に開示する場合。
 - (4) 当社が対象債権に関する参加権（対象債権から得られる利益又は回収不能リスクの全部又は一部について、一定の対価と引き換えに付与される権利）又はこれに類する権利を譲渡する場合（検討を含む。）において、その相手方に開示する場合。
 - (5) 当社が対象債権を当社以外の者と共同又は連帯して譲り受ける場合（検討を含む。）において、その相手方に開示する場合。
3. 当社は、秘密情報を、統計データの作成等の当社のサービス向上の目的で利用すること

ができます。

4. 第1項の定めにかかわらず、当社は、当社のグループ会社（当社の関係会社及び当社と同一の親会社を有する会社をいいます。以下同じ）の事業運営の目的のために、本利用契約の存在及び本会員と当社との取引履歴等（以下「契約情報」といいます）を当社のグループ会社の開示・提供できるものとし、契約期間及び本利用契約の終了後も、当該グループ会社は契約情報にかかる目的の範囲内で利用できるものとします。この場合、当社は、当該グループ会社による契約情報の利用について責任を負うものとします。

第21条（個人情報の取り扱い）

本会員による本サービスの利用に伴って当社が受領する本会員の役員及び従業員に関する個人情報の取扱いは、「個人情報の取り扱いについて」(https://www.trabox.co.jp/privacy_policy.html) によるものとします。

第22条（準拠法等）

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本サービス又は本利用契約に関して、当社と本会員間で生じた一切の紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条（誠実協議）

本規約の規定の解釈に疑義が生じ、又は本規約に規定なき事態が生じた場合、当社及び本会員は、信義誠実の原則に則って誠実に協議し、互いにその解決に努めるものとします。